

兵庫県公報

平成20年12月26日 金曜日 第2043号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の名称等の変更及び廃止の届出（同）	4
○県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	4
○土地改良事業の工事完了の届出（同）	6
○漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	6
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	7
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する知事が定める日（公営住宅課）	8
公 告	
○海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	8
○大規模小売店舗の新設に関する届出（中播磨県民局）	10
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○同 上（同）	12
企業庁公告	
○入札公告（猪名川広域水道事務所）	13
○同 上（北摂広域水道事務所）	16
○同 上（東播磨利水事務所）	19
○同 上（同）	22
○同 上（姫路利水事務所）	25
○同 上（同）	28
選挙管理委員会告示	
○公職選挙執行規程の一部を改正する規程	31

告 示

兵庫県告示第1300号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成20年12月26日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	開設者	指定年月日
青木外科整形外科	尼崎市若王寺1丁目2番23号	青木康夫	平成20年3月22日

いまきたファミリークリニック	同 市東灘波町3丁目10-20	今 北 正 道	同 年5月1日
にしむら歯科	同 市神田中通2-17 毎日ビル 3F	西 村 望	同
そうけん薬局 西川店	同 市西川2丁目35番3号	有限会社 シンクスファーマシー	平成20年4月1日
ひまわり薬局 明倫店	同 市蓬川町302 ザ・ガーデネスクシティアクア館105	永 原 克 彦	同 年5月1日
あおき訪問看護ステーション	同 市大庄北4丁目3-1 武庫川東グランドハイツ203	医療法人 郁芳会	同 年4月1日
あかし薬局	明石市大明石町1丁目2番1号	有限会社 ユウシンメデイカル	同
アルバ薬局 大久保店	同 市大久保町谷八木1191-188	株式会社 アルバ	平成20年4月14日
芦屋バンクリニック	芦屋市船戸町5番5号301	医療法人社団 芦屋バンクリニック	同 年3月10日
阪神北広域こども急病センター	伊丹市昆陽池2丁目10番地	財団法人 阪神北広域救急医療財団	同 年4月1日
片岡医院	同 市中央1-4-8 宇杉ビル 4F	片 岡 徳 内	同
たつみ整形外科 形成外科クリニック	同 市緑ヶ丘1丁目257番1号	辰 巳 英 章	平成20年5月1日
はせがわ内科クリニック	加古川市西神吉町岸溝尻100-11	長谷川 裕	同 年4月1日
ふじもと歯科医院	同 市東神吉町神吉751-1	藤 本 良 一	同 年5月1日
ほうでん調剤薬局	同 市西神吉町岸152-9-2	株式会社 アルファメディックス	同 年4月3日
松村心療内科	宝塚市中山寺2丁目8の1 ともゑビル 1F	医療法人社団 松村心療内科	平成19年6月1日
ゲンデンタルクリニック	同 市福井町32-29 1F	安 藤 ゲ ン	平成20年4月1日
えんどう歯科医院	三木市緑が丘町中1-7-2	遠 藤 琢 也	同
e薬局 川西	川西市栄根2-25-8	有限会社 イトーヤク	平成20年3月3日
ねごろクリニック	三田市南が丘2丁目6番3号	医療法人社団 緑樹会	同 年4月1日
わかき調剤薬局	同 市すずかけ台4丁目9番1	株式会社 三薬会	同
そよかぜ診療所	朝来市山東町矢名瀬町847番地	岡 本 静 子	同
あおぞら調剤薬局	同 市山東町矢名瀬町844-3	株式会社 セオファーマシー	同
朝来市健康・福祉拠点施設訪問看護ステーションなでしこ	同 市和田山町竹田2021	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	同
東条診療所	加東市新定559-1	富 本 忍	同
ながさわ歯科	加古郡播磨町野添1670-4	長 澤 正 一	同
たけきだ耳鼻咽喉科クリニック	揖保郡太子町沖代162-1	武木田 誠 一	平成20年5月1日



兵庫県告示第1301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成20年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
青木外科整形外科	尼崎市若王寺1丁目2番23号	青 木 繁	平成20年3月21日
あおき訪問看護ステーション	同 市大島3丁目1番1号	医療法人 郁芳会	同 月31日
椿歯科医院	同 市上ノ島町1丁目33-2	椿 正 美	平成19年2月26日
森田歯科医院	同 市神田中通2-17 毎日ビル 3F	森 田 浩	平成20年3月31日
アルバ薬局	明石市大久保町谷八木1191-30	株式会社 アルバ	同 年4月13日
ベンクリニック	芦屋市船戸町5番5号	卞 勝 人	平成17年12月31日
蒼風記念クリニック	伊丹市南町1丁目4番14号	廣 瀬 長 敏	平成20年3月31日
吉田眼科	同 市南本町4丁目1番16号	吉 田 善 一	同 月29日
マエカワ薬局	同 市北園3丁目7の1	前 川 孝	平成20年4月9日
稲垣クリニック	同 市中央1-1-1 伊丹ショッピングデパート 7階 708	稲 垣 雅 彦	同 年3月3日
タマイ薬局	同 市南野字中曾根92-20	玉 井 鴻 造	同 月31日
池田医院	赤穂市加里屋50番地の7	池 田 清 美	平成20年4月1日
松村心療内科	宝塚市中山寺2-8-1 ともゑビル 1階	松 村 裕	平成19年5月31日
ねごろ整形リハビリクリニック	三田市南が丘2丁目6番3号	根 来 秀 明	平成20年3月31日
加東市東条診療所	加東市新定559-1	加東市長	同



兵庫県告示第1302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成20年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	辞退年月日
よしだ歯科	尼崎市潮江1-4-2-201	吉 田 優	平成20年3月24日



兵庫県告示第1303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成20年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
雑 部 徳 佑	りらく鍼灸接骨院	尼崎市南武庫之荘2-8-1 ルネ武庫之荘101号	平成20年8月1日

北 原 光 彦	愛マッサージ鍼灸整骨院	同 市東灘波町4-6-7	同 年9月1日
古 城 ヨツ子	同 上	同 上	同
小笠原 武 美	同 上	同 上	同
竹 田 茂 範	たくみ整骨院	同 市塚口本町3-10-5	平成20年9月19日
小松原 敬 介	さくら整骨院	同 市立花町3-9-1 メゾンロアジュール1F	同 月29日
松 尾 佳 彦	アイリス整骨院	明石市大久保町高丘5-13-8	平成20年10月1日
井 上 真	まこと整骨院	伊丹市東野1-25 第1久保マンション103号	同 年9月22日
田 村 明 久	仲よし整骨院	宝塚市小林2-12-26 シャンブル宝塚102号	同 年11月1日
川 原 章 義	かわはら鍼灸整骨院	篠山市郡家660-4	同 年10月21日
足 立 勲	いさお整骨院	丹波市柏原町田路29	同 年9月3日
藤 本 美 香	みか整骨鍼灸院	同 市山南町谷川1753	同 月1日
崔 (完山) 炳午	ノア鍼灸整骨院	加古郡播磨町北野添2-5-13	平成20年10月20日



兵庫県告示第1304号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成20年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定施術者

施術者及び 施術所名称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
金 川 武 司 かながわ整骨院	明石市小久保5-16-4 玉木マンション103	行政上の住居表示の変更	明石市鳥羽1362-1 玉木マンション103	明石市小久保5-16-4 玉木マンション103	平成20年11月1日
西 英 紀 あおぞら接骨院	三田市大畑369-1	施術所の名称変更	全日本接骨院あおぞら	あおぞら接骨院	同 年10月1日

2 廃止の届出があった指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	廃止年月日
北 原 光 彦	愛マッサージ鍼灸整骨院	尼崎市東灘波町4-10-6	平成20年8月31日
古 城 ヨツ子	同 上	同 上	同
小笠原 武 美	同 上	同 上	同
樋 口 一 実	さかしたマッサージ治療院	尼崎市常松1-36-8	同



兵庫県告示第1305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

平成20年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事(都市型 緊急整備事業)小規模	地下池	加東市長谷	平成18.10.12	平成20.3.25	
同上	黒星池	明石市鳥羽字沢野	平成18.9.27	平成20.11.22	
農業用河川工作物応急対 策事業(大規模)	太郎兵衛	三木市別所町石野字下川原	平成17.12.19	平成19.5.31	頭首工
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事(都市型 緊急整備事業)小規模	宿原	同 市宿原	平成16.9.29	平成20.3.25	
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	落合下池	同 市吉川町毘沙門	平成17.12.22	平成20.3.4	
経営体育成基盤整備事業	甘地 (第1工区)	神崎郡市川町谷	平成14.10.23	平成18.3.29	区画整理
同上	甘地 (第2工区)	同上	平成12.7.27	平成19.2.28	同上
同上	甘地 (第3工区)	神崎郡市川町谷、小谷	平成13.7.30	同上	同上
同上	甘地 (第4工区)	同 郡同 町近平	平成15.11.7	同上	同上
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事(都市型 緊急整備事業)小規模	御舟奥山池	同 郡同 町小畑	平成17.10.5	平成20.2.29	
同上	福井大池	揖保郡太子町原	平成14.4.22	平成20.3.6	
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	椎谷池	豊岡市三宅	平成18.9.26	平成20.3.27	
同上	池尻池	篠山市長安寺	平成18.9.22	平成20.3.21	
中山間地域総合整備事業 (広域連携型)	ヘルシクハーモ ニー丹波 (太田井堰工区)	丹波市山南町青田、太田	平成11.9.30	平成13.3.23	用排水施設
同上	ヘルシクハーモ ニー丹波 (もみじロード工 区)	同 市山南町野坂、岩屋	平成14.2.22	平成19.3.30	農道整備
同上	ヘルシクハーモ ニー丹波 (さくらロード工 区)	同 市山南町金屋、岡本	平成15.9.5	同上	同上
同上	ヘルシクハーモ ニー丹波 (谷川東工区)	同 市山南町谷川6、7、 10区、大谷	平成12.6.9	平成14.3.15	区画整理
経営体育成基盤整備事業	栗住野	同 市青垣町栗住野	平成17.12.26	平成20.3.31	用排水施設、 暗渠排水
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	大財上池	洲本市上内膳	平成17.10.31	平成20.3.12	
経営体育成基盤整備事業	大日川東 (第1工区)	南あわじ市北阿万筒井	平成14.12.17	平成20.11.17	区画整理、農 道舗装、用排 水施設
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	糸岡池	同 市志知難波	平成18.9.27	平成20.3.25	
同上	新池	淡路市黒谷	平成17.10.31	平成20.3.19	



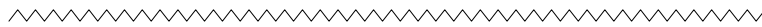
兵庫県告示第1306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成20年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業主体	事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
西脇市	基盤整備促進事業（一般型）	羽安	西脇市羽安町、多可郡多可町中区曾我井	平成17. 7. 19	平成20. 3. 25	区画整理
鍛冶屋土地改良事業共同施行	同 上	鍛冶屋	加西市鍛冶屋	平成18. 4. 1	平成20. 3. 28	用排水施設
江井ヶ島土地改良区	基盤整備促進事業（元気な地域づくり交付金）	西江井	明石市大久保町江井島	平成18. 10. 10	平成20. 3. 20	農道舗装
神野中部土地改良区	基盤整備促進事業（一般型）	神野中部	加古川市神野町西之山、神野町石守、神野町神野、新神野8丁目	平成17. 8. 1	平成20. 3. 14	農道舗装、暗渠排水
姫路市	基盤整備促進事業	神種	姫路市夢前町	平成14. 1. 7	平成18. 3. 31	区画整理、農道整備、用排水施設
佐用郡佐用町	基盤整備促進事業（一般型）	仁方	佐用郡佐用町仁方	平成5. 11. 20	平成12. 6. 30	区画整理
豊岡市	元気な地域づくり交付金（基盤整備促進）	国府3期	豊岡市日高町府中新、府市場、土居、堀	平成19. 9. 26	平成20. 3. 14	農道舗装
丹波市	農村振興総合整備統合補助事業（むらづくり基盤型）	春日	丹波市春日町	平成15. 7. 17	平成20. 3. 19	用排水施設、農道整備、鳥獣害防護柵
洲本市	県単独災害関連ほ場整備事業	鮎屋川	洲本市鮎屋	平成17. 11. 11	平成19. 12. 26	区画整理
大野下土地改良区	非補助土地改良事業	大野下	洲本市大野、納、金屋	平成3. 1. 10	平成6. 9. 30	同 上
淡路市	県単独災害関連ほ場整備事業	育波 (里工区)	淡路市育波	平成18. 5. 26	平成19. 3. 30	同 上
同 上	同 上	育波 (浜工区)	同 上	平成17. 12. 28	同 上	同 上



兵庫県告示第1307号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成20年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
明石浦区域	総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	平成20年12月8日
岩見区域	総トン数10トン未満の漁船による漁業	同 上



兵庫県告示第1308号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
取締役常務執行役員高砂工業所長 叶 敏 次

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号

- (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号ヌ 廃ガス洗浄施設	
能	力	4,200Nm ³ /時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後0.5箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		年1回以下 20分/回	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	14	14
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	0	0
	浮遊物質 (単位 mg/L)	5	10
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	0	1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /年)		8	10

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年12月26日から平成21年1月16日まで
(2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第1309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年12月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年12月26日から2週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧

に供する。

平成20年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 香美久美浜線	豊岡市小島字外濱849から 同 市気比字絹巻3751番8まで	旧	7.0から 39.0まで 3.0から 60.0まで	825.0 509.0	予定地
		新	11.0から 74.0まで	825.0	



兵庫県告示第1310号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）附則第5項に規定する知事が定める日は、平成20年12月31日とする。

平成20年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成20年12月26日から次のとおり変更する。

平成20年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海とに面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ・かき等の養殖業とが営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごの生産量の変動に大きく左右されるものの概ね6万トン前後で推移しているが、かれい類、たちうお、さわら類、えび類は減少している。

冬季風浪が厳しく浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、中型いかつり等の沖合漁業を中心として、10トン未満の小型船によるいかつりや定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は2万トン前後で推移しており、一時は300トンまで減少していたずわいがこの生産量が1,000トンを維持するようになってきているものの、総じて減少傾向にあり、特に、いわし類、まあじ、さば類及びべにずわいがこの減少が著しい。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方策に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うた

め、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、早急に回復を図ることが必要な資源については、国及び本県が作成した資源回復計画に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成20年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成20年1月から平成20年12月まで	若干
まいわし	平成20年1月から平成20年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成20年7月から平成21年6月まで	若干
するめいか	平成20年1月から平成20年12月まで	若干

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成21年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成21年1月から平成21年12月まで	若干
まいわし	平成21年1月から平成21年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成21年7月から平成22年6月まで	(注釈)
するめいか	平成21年1月から平成21年12月まで	若干

(注釈) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかの関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いかつり漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成21年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚 種	採捕の種類	海 域	管理の対象となる期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成21年5月6日から 平成21年6月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成21年4月20日から 平成21年6月15日まで	3,140

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のみさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

- (2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。
- (3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、国が作成した「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。
- (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年12月26日

中播磨県民局長 笹 倉 雅 人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) アルペン姫路中地店
所在地 姫路市中地南町45番1号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社アルペン
代表者の氏名 水野 泰三
住所 名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社アルペン
代表者の氏名 水野 泰三
住所 名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年7月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,454平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
108台
 - (2) 駐輪場の収容台数
13台
 - (3) 荷さばき施設の面積
30平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
14立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時30分まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口5箇所、入口1箇所、出口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

- 8 届出年月日
平成20年11月28日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成20年12月26日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成21年4月27日
 - (2) 提出先
中播磨県民局県土整備部まちづくり課
〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ソリオ宝塚
所在地 宝塚市栄町二丁目127番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
阪急電鉄株式会社	角 和 夫	大阪府池田市栄町1番1号

 外15者
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社阪急百貨店	梶 岡 俊 一	大阪市北区角田町8番7号
宝塚シューズ協同組合	斎 藤 雅 昭	宝塚市栄町二丁目1番1号
株式会社東京デリカ	木 山 茂 年	東京都葛飾区新小岩一丁目48番1号

 外56者
 イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社阪急阪神百貨店	新 田 信 昭	大阪市北区角田町8番7号
株式会社阪急交通社	小 島 弘	大阪市北区西天満六丁目4番18号
株式会社阪急リテールズ	中 川 喜 博	大阪市北区芝田一丁目16番1号

 外57者
- 4 変更年月日
平成20年10月1日ほか
- 5 届出年月日
平成20年11月25日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年12月26日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成21年4月27日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 三田駅前一番館

所在地 三田市駅前町2番1号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
三田市	竹 内 英 昭	三田市三輪二丁目1番1号
三田地域振興株式会社	向 田 晴 彦	三田市駅前町1番46号
株式会社池田銀行	服 部 盛 隆	大阪府池田市城南二丁目1番11号
外9者		

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
三田市	岡 田 義 弘	三田市三輪二丁目1番1号
三田地域振興株式会社	岡 田 義 弘	三田市駅前町1番46号
株式会社池田銀行	服 部 盛 隆	大阪府池田市城南二丁目1番11号
外9者		

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
三田市	竹 内 英 昭	三田市三輪二丁目1番1号
三田地域振興株式会社	向 田 晴 彦	三田市駅前町1番46号
株式会社池田銀行	服 部 盛 隆	大阪府池田市城南二丁目1番11号
外9者		

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社阪急百貨店	新 田 信 昭	大阪市北区角田町8番7号
株式会社阪急オアシス	千 野 和 利	大阪市北区角田町8番7号
株式会社ワールド	寺 井 秀 蔵	神戸市中央区港島中町六丁目8番1号
外30者		

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社阪急阪神百貨店	新 田 信 昭	大阪市北区角田町8番7号
株式会社阪食	千 野 和 利	大阪府豊中市岡上の町二丁目2番3号
株式会社ワールド 外13者	寺 井 秀 蔵	神戸市中央区港島中町六丁目8番1号
4 変更年月日		
	3の(1)：平成19年10月1日ほか	
	3の(2)：平成20年10月1日ほか	
5 届出年月日		
	平成20年11月27日	
6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間		
(1) 縦覧場所		兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
(2) 縦覧期間		平成20年12月26日から4月間
7 意見書の提出期限及び提出先		
(1) 提出期限		平成21年4月27日
(2) 提出先		兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

企 業 庁 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年12月26日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 高 橋 孝 久

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所多田浄水場で使用する電気
予定使用電力量 15,411,000kWh
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所
川西市多田院字巖険6-3 多田浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けたものとする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日から開札日までの期間において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがな

されていない者であること。

- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ているもの又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っているものであること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成20年12月26日（金）から平成21年2月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで

(2) 閲覧場所

〒666-0126 川西市多田院字巖陰6-3
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所
電話（072）799-2071

4 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成20年12月26日（金）から平成21年1月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁管理局水道課
電話（078）341-7711 内線 5438

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び競争参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成20年12月26日（金）から平成21年1月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後4時まで

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ

6 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所

日時 平成21年2月4日（水）午前10時から
場所 兵庫県庁西館5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成21年2月3日（火）午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年2月2日（月）の午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代え

て提出した場合。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成21年1月15日（木）午後4時まで提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成21年4月1日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札及び開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

- (9) 契約書の作成の要否
要

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 詳細は入札説明書による。
- (3) 問い合わせ先
上記 3 (2) 又は 4 (2) に同じ

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Takahisa Takahashi, Director of Inagawa Waterworks Office, Public Enterprises Agency,
Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature of the products to be purchased:
Electricity to be used in Inagawa Waterworks Office (Tada Water purification plant)
- (3) Delivery period: From April 1, 2009 to March 31, 2010
- (4) Delivery place:
Inagawa Waterworks Office (Tada Water purification plant)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 January 15, 2009
- (6) Deadline for tender:
10:00 February 4, 2009 by direct delivery,
17:00 February 3, 2009 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Miyagawa, Inagawa Waterworks Office, Public Enterprises Agency,
Hyogo Prefectural Government 6-3, Aza-Gake, Tadain, Kawanishi-City 666-0126
TEL (072) 799-2071



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年12月26日

契約担当者

兵庫県企業庁北摂広域水道事務所長 島 谷 俊 明

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所三田浄水場で使用する電気
予定使用電力量 8,320,124kWh
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所
三田市西野上字上通り152番地 三田浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けたものとする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。

- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日から開札日までの期間において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ているもの又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っているものであること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
平成20年12月26日（金）から平成21年2月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで
- (2) 閲覧場所
〒669-1314 三田市西野上字上通り152番地
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所
電話（079）567-1663
- 4 入札説明書の交付期間及び場所
- (1) 交付期間
平成20年12月26日（金）から平成21年1月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで
- (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁管理局水道課
電話（078）341-7711 内線 5438
- 5 入札参加の手続
この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び競争参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (1) 提出期間
平成20年12月26日（金）から平成21年1月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後4時まで
- (2) 提出場所
上記4(2)に同じ
- 6 入札手続等
- (1) 入札、開札の日時及び場所
日時 平成21年2月4日（水）午前10時30分から
場所 兵庫県庁西館5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
- (2) 入札の方法
上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成21年2月3日（火）午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。
- (3) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年2月2日（月）の午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。
- ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。
入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。
- イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行し

た実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成21年1月15日（木）午後4時まで提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成21年4月1日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札及び開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とし

ないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

- (9) 契約書の作成の要否
要

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 詳細は入札説明書による。
- (3) 問い合わせ先
上記3(2)又は4(2)と同じ

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Toshiaki Shimatani, Director of Hokusetsu Waterworks Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature of the products to be purchased:
Electricity to be used in Hokusetsu Waterworks Office(Sanda Water purification plant)
- (3) Delivery period: From April 1, 2009 to March 31, 2010
- (4) Delivery places:
Hokusetsu Waterworks Office(Sanda Water purification plant)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 January 15, 2009
- (6) Deadline for tender:
10:30 February 4, 2009 by direct delivery,
17:00 February 3, 2009 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Matsui, Hokusetsu Waterworks Office, Public Enterprises Agency,
Hyogo Prefectural Government 152, Aza-Kami-dori, Nishinogami, Sanda-City 669-1314
TEL (079)567-1663



入札公告

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年12月26日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 西 川 孝 晴

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県東播磨利水事務所神出浄水場で使用する電気
予定使用電力量 5,775,000kWh
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所
神戸市西区神出町田井字長原3番1号 神出浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けたものとする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までには物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
 - (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日から開札日までの期間において受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ているもの又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っているものであること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
平成20年12月26日（金）から平成21年2月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで
 - (2) 閲覧場所
〒651-2313 神戸市西区神出町田井字長原3番1号
兵庫県企業庁東播磨利水事務所
電話（078）965-2050
- 4 入札説明書の交付期間及び場所
- (1) 交付期間
平成20年12月26日（金）から平成21年1月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで
 - (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁管理局水道課
電話（078）341-7711 内線 5438
- 5 入札参加の手続
この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び競争参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (1) 提出期間
平成20年12月26日（金）から平成21年1月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後4時まで
 - (2) 提出場所
上記4(2)に同じ
- 6 入札手続等
- (1) 入札、開札の日時及び場所
日時 平成21年2月4日（水）午前11時から
場所 兵庫県庁西館5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
 - (2) 入札の方法
上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成21年2月3日（火）午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。
 - (3) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年2月2日（月）の午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。
ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成21年1月15日（木）午後4時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成21年4月1日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札及び開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

- ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
 なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否
 要

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (2) 詳細は入札説明書による。
- (3) 問い合わせ先
 上記3(2)又は4(2)に同じ

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
 Takaharu Nishikawa, Director of Higashi-Harima Water Utilization Office,
 Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature of the products to be purchased:
 Electricity to be used in Higashi-Harima Water Utilization Office (Kande Water purification plant)
- (3) Delivery period: From April 1, 2009 to March 31, 2010
- (4) Delivery places:
 Higashi-Harima Water Utilization Office (Kande Water purification plant)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
 16:00 January 15, 2009
- (6) Deadline for tender:
 11:00 February 4, 2009 by direct delivery,
 17:00 February 3, 2009 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
 Mr.Sato, Higashi-Harima Water Utilization Office, Public Enterprises Agency,
 Hyogo Prefectural Government 3-1, Aza-Nagahara, Tai, Kande-Cho, Nishi-Ku, Kobe-City 651-2313
 TEL (078)965-2050



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。
 平成20年12月26日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 西川 孝晴

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量
 兵庫県東播磨利水事務所 加古川工業用水道管理所で使用する電気
 予定使用電力量 5,766,000kWh
- (2) 調達案件の仕様等
 契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所

加古川市平荘町養老656 加古川工業用水道管理所

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けたものとする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日から開札日までの期間において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ているもの又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っているものであること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間
平成20年12月26日（金）から平成21年2月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで
- (2) 閲覧場所
〒651-2313 神戸市西区神出町田井字長原3番1号
兵庫県企業庁東播磨利水事務所
電話（078）965-2050

4 入札説明書の交付期間及び場所

- (1) 交付期間
平成20年12月26日（金）から平成21年1月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで
- (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁管理局水道課
電話（078）341-7711 内線 5438

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び競争参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間
平成20年12月26日（金）から平成21年1月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後4時まで
- (2) 提出場所
上記4(2)に同じ

6 入札手続等

- (1) 入札、開札の日時及び場所
日時 平成21年2月4日（水）午前11時30分から
場所 兵庫県庁西館5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
- (2) 入札の方法
上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成21年2月3日（火）午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。
- (3) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の

入札保証金を平成21年2月2日（月）の午後5時までに入札しなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であつて、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であつて、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成21年1月15日（木）午後4時までに入札すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成21年4月1日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札及び開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としてしないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 問い合わせ先

上記3(2)又は4(2)に同じ

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Takaharu Nishikawa, Director of Higashi-Harima Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature of the products to be purchased:

Electricity to be used in Industrial Waterworks Office of Kakogawa

(3) Delivery period: From April 1, 2009 to March 31, 2010

(4) Delivery places:

Industrial Waterworks Office of Kakogawa

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 15, 2009

(6) Deadline for tender:

11:30 February 4, 2009 by direct delivery,
17:00 February 3, 2009 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Sato, Higashi-Harima Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government 3-1, Aza-Nagahara, Tai, Kande-Cho, Nishi-Ku, Kobe-City 651-2313
TEL (078)965-2050



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年12月26日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 津 川 隆 博

1 調達内容

(1) 購入する物品等の名称及び数量

兵庫県企業庁姫路利水事務所 市川工業用水道管理所で使用する電気
予定使用電力量 3,257,800kWh

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所

姫路市飾磨区妻鹿甲の甲ヶ山394-13 市川工業用水道管理所

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けたものとする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日から開札日までの期間において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ているもの又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っているものであること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成20年12月26日（金）から平成21年2月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで

(2) 閲覧場所

〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地
兵庫県企業庁姫路利水事務所
電話（079）281-9604

4 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成20年12月26日（金）から平成21年1月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁管理局水道課
電話（078）341-7711 内線 5438

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び競争参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成20年12月26日（金）から平成21年1月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後4時まで

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ

6 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所

日時 平成21年2月4日（水）午後1時から
場所 兵庫県庁西館5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、

書留郵便等により送付し、平成21年2月3日（火）午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年2月2日（月）の午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成21年1月15日（木）午後4時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成21年4月1日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- イ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札及び開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。
- ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

- ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
 なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 詳細は入札説明書による。
- (3) 問い合わせ先
上記3(2)又は4(2)に同じ

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Takahiro Tsugawa, Director of Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature of the products to be purchased:
Electricity to be used in Industrial Waterworks Office of Ichikawa
- (3) Delivery period: From April 1, 2009 to March 31, 2010
- (4) Delivery places:
Industrial Waterworks Office of Ichikawa
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 January 15, 2009
- (6) Deadline for tender:
13:00 February 4, 2009 by direct delivery,
17:00 February 3, 2009 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mrs. Oonishi, Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency,
Hyogo Prefectural Government 1-98, Houzyou, Himeji-City 670-0947
TEL (079) 281-9604



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年12月26日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 津川 隆博

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県企業庁姫路利水事務所 揖保川工業用水道管理所で使用する電気
予定使用電力量 1,756,500kWh

- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
 - (3) 履行期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
 - (4) 履行場所
姫路市余部区上川原字久保156-1 揖保川工業用水道管理所
- 2 一般競争入札参加資格
- 本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けたものとする。
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
 - (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日から開札日までの期間において受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ているもの又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っているものであること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
- 電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
平成20年12月26日（金）から平成21年2月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで
 - (2) 閲覧場所
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地
兵庫県企業庁姫路利水事務所
電話（079）281-9604
- 4 入札説明書の交付期間及び場所
- (1) 交付期間
平成20年12月26日（金）から平成21年1月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで
 - (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁管理局水道課
電話（078）341-7711 内線 5438
- 5 入札参加の手続
- この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び競争参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (1) 提出期間
平成20年12月26日（金）から平成21年1月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後4時まで
 - (2) 提出場所
上記4(2)に同じ
- 6 入札手続等
- (1) 入札、開札の日時及び場所
日時 平成21年2月4日（水）午後1時30分から
場所 兵庫県庁西館5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
 - (2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成21年2月3日(火)午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年2月2日(月)の午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成21年1月15日(木)午後4時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成21年4月1日)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札及び開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 問い合わせ先

上記3(2)又は4(2)に同じ

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Takahiro Tsugawa, Director of Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature of the products to be purchased:

Electricity to be used in Industrial Waterworks Office of Ibogawa

(3) Delivery period: From April 1, 2009 to March 31, 2010

(4) Delivery places:

Industrial Waterworks Office of Ibogawa

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 15, 2009

(6) Deadline for tender:

13:30 February 4, 2009 by direct delivery,

17:00 February 3, 2009 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Oonishi, Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency,

Hyogo Prefectural Government 1-98, Houzyou, Himeji-City 670-0947

TEL (079) 281-9604

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第78号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年12月26日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上 寿 浩

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

第100条中「政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2（収支報告書等の保存及び閲覧）第2項の収支報告書の閲覧」を「政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「規正法」という。）第20条の2（収支報告書等の保存及び閲覧等）第2項の収支報告書又は政治資金監査報告書（以下「収支報告閲覧対象文書」という。）の閲覧」に改める。

第100条の次に次の1条を加える。

（収支報告閲覧対象文書の写しの交付）

第101条 規正法第20条の2（収支報告書等の保存及び閲覧等）第2項の規定により、収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、別記第61号様式による交付請求書によって、県委員会に請求しなければならない。

- 2 県委員会は、前項の交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 県委員会は、規正法第20条の2第2項の規定による収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求（以下「交付請求」という。）を受けたときは、当該交付請求のあった日から起算して15日以内に、当該交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 4 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、交付請求のあった日から起算して60日（第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数。以下次項において同じ。）を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 5 交付請求に係る収支報告閲覧対象文書が著しく大量であるため、当該交付請求があつた日から起算して60日以内にそのすべてについて第3項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、県委員会は、当該交付請求に係る収支報告閲覧対象文書のうちの相当の部分につき当該期間内に第3項の規定による交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、県委員会は同項に規定する期間内に、請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) 本項を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの収支報告閲覧対象文書について第3項の規定による交付をする期限
- 6 第3項の規定による写しの交付の方法は、収支報告閲覧対象文書を複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付とする。
別記第60号様式の次に次の様式を加える。

第61号様式（収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求書）

収 支 報 告 書
政治資金監査報告書 の写しの交付請求書

平成何年何月何日

兵庫県選挙管理委員会委員長 様

請求者 住所又は居所

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

担当者氏名（請求者が法人その他の団体である場合）

（電話 ）

政治資金規正法第20条の2第2項の規定により、次のとおり収支報告書又は政治資金監査報告書の写しの交付を請求します。

写しの交付の請求に係る政治団体の名称並びに収支報告書又は政治資金監査報告書に係る収入及び支出がされた年			
交付の実施の方法	手交 ・ 送付		
※交付年月日	※交付枚数	※手数料額	※備考
	枚	円	

- 注1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。
 2 「交付の実施の方法」欄は、希望する交付の実施の方法の区分を○印で囲んでください。
 3 ※の欄は、記入しないでください。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。